

信用状の独立抽象性に関する法的考察(二)

英米判例を中心として

コーベンズ 久美子

第一章 はじめに

第二章 信用状の独立抽象性

第三章 独立抽象性の限界としての詐欺

第一節 限界としての詐欺の確立

一 限界に対する認識

二 限界としての詐欺を確立した Sztein 事件

三 Sztein 事件を成文化した一九六一年版統一商法典5-114(2)（以上一七七号）

四 スタンドバイ信用状に対するアプローチ

1 Dynamics Corporation 事件

2 Inraworld 事件

3 一一〇の事件の異同

第二節 独立抽象性の限界としての詐欺

一 判例の動向

1 商業信用状

(1) 書類の不実記載

(2) 基本取引上の商品の瑕疵

(3) 第三者による書類の不実記載

2 スタンドバイ信用状（以上本号）

二 学説の動向

第三節 小括

第四章 詐欺の抗弁とコルレス銀行

第五章 独立抽象性の限界画定の試み

第六章 むすびにかえて

第三章 独立抽象性の限界としての詐欺

第一節 限界としての詐欺の確立

四 スタンダードバイ信用状に対するアプローチ

商業信用状の独立抽象性の例外として、UCC 5-114⁽²⁾が成文化されるに至った事情については前述の通りであるが、一九六〇年以降利用が広まつたスタンダードバイ信用状において主張される詐欺もまた、同規定の解釈の問題となつた。

スタンダードバイ信用状においては、支払条件とされる書類は商業信用状と異なり、客観的な事実を表示するものが要求されないことが多い。すなわち信用状の保証する行為が「履行されなかつた」という受益者の主観的判断に基づく事実、あるいはその不履行の結果として「支払時期が到来した」といった法律効果の発生を受益者が一方的に宣言した内容であることが一般的である。これらは単に受益者が発行依頼人の基本取引における履行態様を自ら評価し、書面に記載したものにすぎない。それゆえ詐欺の主張は、発行依頼人が基本取引上の不履行を犯したという趣旨の書類の記載が、不実であるということに収斂される。商業信用状においてなされた「書類の偽造」および「詐欺的な書類」、または「基本取引上の詐欺」という類型化は意味を持たない。なぜならば、「書類上の詐欺」というレッテルを貼られているにせよ、その主張は基本契約上の争いに直結しているからである。⁽²⁾

スタンダードバイ信用状において要求されるこののような書類は、第三者による客観的な評価がなされた結果として事

実を証明するものではない。受益者にとつていかようにも作成が可能である」とから、発行依頼人の立場を著しく不利にしていざるともいえる。それゆえスタンダードバイ信用状の発行は、白地手形を交付するようなものであるともいわれている。⁽⁴⁾ 白地手形の補充権は、未完成手形を完成させ、手形上の権利行使を可能とする権利であり、かつ所持人はいつでも単独で行使できる。⁽⁵⁾ スタンダードバイ信用状における書類は、受益者によつて作成がきわめて容易であり、またその呈示がいつでも単独でなされうことから白地手形の補充権に類似するといわれているのである。

ところで、現在、裁判所で争われる詐欺の事案は、スタンダードバイ信用状が中心となつてきていている。特に、一九七九年のイラン革命の勃発によつて生じた多数の事件において、独立抽象性原則に対する例外の画定が試みられた。スタンダードバイ信用状における書類の特殊性から、詐欺の主張に対しても基本取引上の判断に立ち入らざるを得ない。裁判所の対応如何によつては、独立抽象性原則が相当浸食されかねない。どの程度の関与であれば、信用状の制度趣旨が保護されているといえるのだろうか。

そこでスタンダードバイ信用状の詐欺を取り扱つたりーディングケースとされ、*Dynamics Corporation of America v. The Citizens and Southern National Bank* 事件⁽⁶⁾（「3—6」事件）、および*Intraworld Industries, Inc. v. Girard Trust Bank* 事件⁽⁷⁾（「3—7」事件）を検討する。支払差止命令を求める訴訟において、前者では基本取引への関与を非常に狭く限定してはいるものの、エクイティ上の救済である差止命令の要件を充足するとして請求が認容された。他方、後者では前者の基準を用い、それが立証されたとはいえないとして差止命令請求は棄却されている。

1 Dynamics Corporation 事件

X会社は、インドに防衛通信機器を売却する契約を締結した。またアメリカ合衆国政府はピース・インディゴ・プロジェクトの一環として、この契約に関してインドに対する融資を約束していた。X会社に対する支払は、印度が物品を受領したことの証明書をアメリカ合衆国政府に送付し、アメリカ合衆国政府がY銀行のX会社口座に入金するという方法がとられた。さらに本件契約においては、X会社の履行を保証するために支払金額と同額のスタンドバイ信用状が、Y銀行によって発行された。本件スタンドバイ信用状はインドを受益者として、X会社に契約不履行があったという書面、および手形の呈示により支払がなされる旨定められていた。

契約物品の一部の船積み、および支払が終了した時点で、インドが東パキスタンとの戦争に突入したため、アメリカ合衆国政府はX会社の機器を含むインドへの軍需品の供給を禁止した。そこでX会社は同会社工場において引渡済みである商品の代金を回収しようと試み、インドに送り状に対する証明を要請した。ところがインドはそれに応じなかつただけでなく、Y銀行に対しスタンドバイ信用状に基づく支払を請求した。X会社が、売買契約通り同社の工場渡しにより債務を適切に履行したにもかかわらず、スタンドバイ信用状に基づく支払請求のために呈示された同社の債務不履行を宣言した書類は詐欺的であるとして、支払差止命令を申立てたのが本件である。

裁判所はまず商取引における詐欺を規制する法は静的なものではなく、時とともにその性質を変化させてきているとして、エクイティ上の詐欺について以下のように述べた。¹³³「詐欺はエクイティにおいて広い意味を有し、欺罔しようとする、あるいは不実記載をしようとする意図は必要な要素ではない。：詐欺とは実際、エクイティ裁判所の意味においては、コモン・ロー上またはエクイティ上の義務、単に委託された信託、もしくは信認の不履行が他人

に対する有害であつたり、それによつて不当かつ非良心的な利得を他者から得ようとするものを含むすべての行為、不作為、事実の不告知などである。」

しかし本件は前掲の Sztejn 事件（前掲「3—4 事件」）のように、売主ががらくたを船積みしたという詐欺によって信用状に基づく権利を喪失したといった比較的単純な問題に直面しているのではないといふ。事実上の問題と法的な効果が混在した書面の真正性あるいは虚偽についての判断が求められているとして次のように述べた。「裁判所は、本件基本契約の履行に関し最終的な判断を下す権利を有していないことから、インドは支払を受領するため、X 会社が『基本契約の特定の義務を怠つた』ことの証明を要求されない。むしろ裁判所は、インドが当該状況において非良心的な利得を得ること、つまり事実において絶対的に理由がない形式的な供述をもとに X 会社の資金を持ち去ることを許すべきでない、ということを単に保証することが任務であると考えている。もしインドの書面が法的および事実上何らかの基礎を有する」とを明らかにしてゐるのであれば、裁判所は原告の救済をコモン・ローにゆだねる。」

統けて、「裁判所が差止命令を検討する上で考慮すべき要素は、主張されている権利の相対的重要性、差止められる行為の性質、申立が認容または拒否されたとすれば結果として生じる〔両当事者の〕相対的不利益（relative hardships）、申立人の究極的勝訴の見込み、並びに公益である（〔 〕内筆者）。」というエクイティ上の救済である差止命令の要件を挙げた。そして本件において原告が勝訴する一定の見込み（a decent chance of winning this suit）を承認し、差止命令の認容または拒否における両当事者の利益を衡量し、さらに詐欺を防止するとの公益に言及した上で原告の差止命令請求を認容した。⁶⁴⁾

X会社はAとの間でA所有の高級ホテルにつき、リース契約を締結した。X会社は一九七二年五月一日にホテルを占有し始め、直後にリース契約における権益をその子会社であるスイス法人Bに譲渡した。またX会社は、一年間のリース料の前払いを保証するために、Y銀行発行のスタンダードバイ信用状⁽⁵⁵⁾を提供した。本件信用状は、もしX会社が履行期までにリース料を支払わなかつた場合に、AがY銀行に手形を呈示することにより支払請求することができるものであつた。またそのような状況において、Aは即座にリース契約を解除できる旨が取り決められた。さらに、(1) Aは支払われたリース料をそのまま保持することができること、(2)リース契約の不履行に対する約定懲罰金として翌年のリース料が保証される、ということが合意された（付加的合意）。

一九七三年ころからホテルの財政状態が悪化していることを懸念したAは、X会社との協議を試みたが、同社はこれに応じなかつた。Aは、X会社に一九七三年九月一五日を期限として適切な処置をとるべく要求し、これが満たされないとときはリース契約は無効となる旨の書簡を送つた。⁽⁵⁶⁾結局X会社が適切な対応を期限までにとらなかつたため、Aは一九七三年九月一五日をもつてリース契約の終了を宣言し、さらに一ヶ月支払期限のリース料を請求した。

これに対しX会社は、当該リース料を一ヶ月一〇日までに支払う意思を表明し、リース契約が解除されたという立場には合意できないとした（一月七日付書簡）。さらにX会社は、リース料の支払が時宜にかなつてなされないのであれば、Aは信用状に基づく支払を受けることができるのであり、二つの信用状が一九七三年一月三〇日、および一九七四年五月三〇日まで有効であるとも伝えた（一月九日付書簡）。

一九七三年一一月一〇日支払期限のリース料が支払われなかつたため、AはY銀行に對して信用状に基づく支払請求をしたが、これは当事者の協議により解決された^{脚注}。しかしながら状況は六ヶ月間変わらず、一九七四年五月一〇日支払期限のリース料が支払われなかつたため、一九七四年五月二一日、Aは信用状に基づき手形をY銀行宛てに振出し、支払請求をした。X会社は以下の理由により、Y銀行に對する支払差止命令を求めた。第一に、Aがリース契約をすでに解除しており、X会社が支払義務を負つていらないにもかかわらず、「賃借人がリース契約に基づく一九七四年五月一〇日支払期限のリース料を支払つていない。」と記述された書面は詐欺的である。そして第二に、本件信用状はリース料の保証を目的として発行されたが、Aは「約定懲罰金」の支払を求めているから、支払請求もまた詐欺的である。差止命令請求を棄却した原審の判決に対し、X会社が上訴したのが本件である。

裁判所は、独立抽象性原則の例外としての詐欺につき、「発行銀行の確約の独立性、および信用状の目的の実現に対する当該原則の重要性に鑑み、支払差止を正当化する状況は受益者の不当な行為が取引全体を腐敗させ、発行銀行の義務の独立性がもはやその合法的目的に適さない場合に狭く限定されなくてはならない。」と説き、Dynamics Corporation事件を引用しつつ、裁判所の義務は、事実において絶対的に基礎がない形式的な請求であるか否かを決定することであるとした。したがつて「もしAによつて呈示された書類が、事実として一定の根拠を有するという意味において真正であるならば、差止命令請求は拒否されなくてはならない。差止命令はAがSztein事件の受益者ほどに不誠実な請求（no bona fide claim）をしてゐるときのみ、認容されるべきである。」と述べた。そしてリース契約が一九七三年九月に解除されていたため、リース料が支払われていないと記載された書類は詐欺的であるとするX会社の主張を受け入れなかつた。なぜならばX会社はAに、「リース契約が解除されたという立場には合意できない。」とする一九七三年一一月七日付の書簡、および「Aが信用状によつてリース料の支払を受けること

がである。」⁴⁸ 一月九日付書簡を送付していたからである。また本件信用状に基づき、リース料ではない、約定懲罰金の支払請求が詐欺的であるという主張を以下の理由で退けた。すなわち、本件信用状の支払条件として、リース料の不払いに対してなされると明記されておらず、また附加的合意の文言はX会社がいうように信用状に基づく支払請求の対象を狭く限定していない。それゆえ、本件書面が事実において絶対的に理由のないものとも、またAが不誠実な請求 (no bona fide claim) をしているともいえないと判示した。⁴⁹

3 二つの事件の異同

Dynamics Corporation 事件においてX会社は、基本契約における債務を適切に履行したのであるから、スタンダードバイ信用状に基づく請求のために呈示された「X会社が契約を履行をしなかつた」という書面は詐欺的であると主張した。他方Intraworld 事件においてX会社は、受益者が基本契約を解除し、支払請求権を有しないにもかかわらずその請求のために呈示された「リース料が支払われていない。」と記載された書面が詐欺的であること、さらに実際はリース料ではなく、約定懲罰金の支払を求めていることからも当該請求が詐欺的であると主張した。両事件とともに、詐欺が存在するという主張の正当性を判断するためには、基本取引の履行態様が詳細に審理されなくてはならない事案である。しかしながら信用状は、基本取引から切り離され、独立抽象性原則のゆえにその有用性が強調されている。信用状の支払差止の是非について判断する段階で基本取引全般について審理することは、制度目的に反した本末転倒の結果に陥ることになる。

ソリッド Dynamics Corporation 事件裁判所は、エクイティ上の詐欺がいかなるものであるかを説示しつつも、本件

において裁判所の任務は、基本取引の当事者の衡平を実現することではないと判示した。すなわち、基本取引当事者の権利義務関係の確定は、基本取引上の争いとして、適切な管轄権を有する裁判所によつて正当かつ衡平な最終的解決がなされるべきであるとしている。そして「受益者が事実上信用状によつて請求する理由を全く有していない」場合に、差止命令を認容するという一つの基準を提示した。ところが裁判所は、事実審が必要であると端的に述べるにとどまり、エクイティ上の救済としての差止命令の要件を提示し、本件においてはそれらが充足されないと結論づけて請求を認容した。⁽²⁷⁾ 裁判所は、詐欺の基準を画定することに困難を感じつつ、エクイティ上の救済である差止命令の要件から、本件が「一応の証明がなされた事件」であると結論づけたといわれている。⁽²⁸⁾ これに対し Inraworld 事件は、Dynamics Corporation 事件裁判所が提示した詐欺の判断基準に、本件事案の当てはめを行つた結果、これが立証されたとはいえないとして差止命令を拒否した。⁽²⁹⁾

両事件によつて、スタンダバイ信用状における独立抽象性の例外につき、「受益者の請求が、事実上何らかの理由を有しているか」という判断基準が示された。またその判断に必要なかぎりで、基本取引上の問題に関与することが許容されることになる。ところで詐欺の主張は、多くの場合エクイティ上の救済である差止命令請求訴訟の中でなされる。Dynamics Corporation 事件裁判所は、一般的な差止命令の要件に依拠して最終的な判断を下した。信用状取引の詐欺の画定基準と、差止命令の一般的要件とをそれぞれどのように位置づけ、規整するかについて、なお再検討の余地が残されている。

(27) 田邊光政「スタンダバイ信用状に記載された有効期限の意義」民商法雑誌一〇六巻四号五一頁（一九九二年）。

信用状の独立抽象性に関する法的考察(二) (コーベンズ)

- (28) 江頭憲治郎「手形保証とスタンダバイ信用状」竹内昭夫先生還暦記念『現代企業法の展開』(一九九〇年)一四一頁の注⁽³⁷⁾参照。
- (29) Edward Owen Ltd. v. Barclays Bank[1983]1 Q.B., 159, 175. 橋崎一生「スタンダバイ信用状に基づく保証債務の独立抽象性」喜多祐先生退官記念論文集『商事法の現代的課題』一八頁(中央経済社、一九八五年)。
- (30) 田邊光政『最新手形小切手法』三三七頁(中央経済社、三訂版、一九九四年)。
- (31) Dynamics Corporation of America v. The Citizens and Southern National Bank, 356 F. Supp 991(1973)^o 橋本喜一「銀行保証状(スタンダバイ・クレジット)における法的諸問題(中)」判例時報一三九八号五頁以下、江頭・前掲注⁽²⁸⁾一四一頁、注⁽³⁹⁾参照。
- (32) Intraworld Industries, Inc. v. Girard Trust Bank, 336 A 2 d 316(1975)^o 橋本・前掲注⁽³¹⁾六頁、江頭・前掲注⁽²⁸⁾一四一頁、注⁽³⁹⁾参照。
- (33) S.E.C. v. Capital Gains Research Bureau, Inc., 84 S.Ct. 275 を引用。
- (34) インドはアメリカに大使館を有していながら、信用状に基づく権利行使をするまで一年近く経過してくる。やむなる支払の遅延があつたとしてもそれほどの損害を被るわけでもないと裁判所は判断している。356 F. Supp. 991, 1000.
- (35) 本件においては特に二つの信用状の発行が要求され、それぞれの期間のリース料の前払金を保証するために満期を一九七三年一月、および一九七四年五月とした。
- (36) 「スイス法に基づき、かつリース契約の規定を参照し、直ちに(a)すべての弁済期の債務を支払う、(b)適切な経営を確保するための適切な手段を講じる、(c)法に従つた取締役会を成立させるために、当該契約の最終期限を一九七三年九月一五日まで延長する。」の最終期限までに、貴殿はホテルの所有者に前述の方策が実現されたことを証明しなくてはならない。」の要求に応じられなかつた場合、リース契約は無効となる。」 336 A 2 d 316, 320.
- (37) Y銀行がスイス銀行に支払金額を預託し(escrow)、その金銭に関する権利をスイス裁判所で決定するというものであった。

- (38) 裁判所は、実際X会社に未払分のリース料として信用状により請求された金額を支払う義務があつたのか、Aに約定懲罰金を受領する権利があつたのかは、リース契約上の争点としてスイス法に基づき、スイスの法廷において解決される問題であると繰り返している。336 A 2d 316,326.
- (39) 信用状取引の主要な目的である迅速な支払が機能しないことになる。具体的な状況を把握するために、Intraworld事件における差止命令の申立から、その棄却までの日程を追つてみる。一九七四年五月二一日、AはY銀行に信用状に基づく支払請求として、手形を呈示している。五月二十四日に、X会社がYに対する手形引受差止命令を申立て、その時点で認容されたことから、訴答、弁論が開かれ、事実審が差止命令請求を棄却したのが、七月一日である。これに対しX会社が上訴したのが本件であり、「Y銀行が支払うべきである。」といふ原審を支持した最高裁判決が出されたのは、一九七五年四月一七日であった。手形の呈示から一一ヶ月後のことである。Dolanは裁判所の迅速な対応に対しては、不満を述べることはできないが本来数日のペナルティ手形の支払が、これほどまでに遅延する結果になることを問題としている。JOHN F. DOLN, THE LAW OF LETTERS OF CREDIT, 7-65(rev. ed 1996).
- (40) Symons, Jr.は、「裁判所は、原告の詳細な事実の訴答、被告の不十分な反応等を衡量し、意図的な不実記載に関する一応の証明がなされたと結論づけた。」⁴⁴⁾ Edward L. Symons, Jr., *Letters of credit : Fraud Goof faith and the Basis for Injunctive Relief*, 54 Tul. L. Rev. 338,374(1980).
- (41) 裁判所はリース契約によれば、賃貸人が約定損害賠償金としてリース料の前払金を取得する権利があると解されるから、信用状に基づく請求権は存在しており詐欺は全く存在していなかつたと判断している。それゆえSymons, Jr.は、「請求の基礎が全くない」といった厳格な基準でなくとも、本件において詐欺は認容されないと述べている。Id. at 371.

第二節 独立抽象性の限界としての詐欺

一 判例の動向

統一規則は、詐欺に関しては特別の規定を有していない。⁽⁴²⁾ アメリカにおいてはUCC5-1-4の解釈の問題となる。同規定は他のコモン・ロー諸国の判決にも影響を与えおり、さらにその判決が他国の事後の判決に引用され、これらの国々における詐欺の議論は相互に関連しつつ展開されてきている。

以下においては、経済的実質の相違に鑑み、商業信用状とスタンダードバイ信用状に事例を分けて、裁判所の判断をみることにする。

1 商業信用状

商業信用状の場合、いかなる詐欺の主張も書類上の問題として取扱うことが是認できるにしても、その限界画定の基準を分析する際に書類の不実記載一般から、基本取引上の商品の瑕疵を分離させることには意義がある⁽⁴³⁾。商品の瑕疵は、その程度に鑑み詐欺としての基準を画定する必要があるが、それ以外の書類の不実記載は、当該事項を詐欺の抗弁の射程内とするかが主として問題となるからである。さらに次元の異なる問題として、不実記載が受益者以外の第三者によってなされた場合が挙げられる。以下において、いわゆる狭義の書類の不実記載、基本取引上の商品の瑕疵、そして第三者による書類の不実記載に事案を分類し、裁判所の判断を検討する。

(1) 書類の不実記載

運送書類の船積日に船舶が入港していなかつた事例

〔3—∞〕 Merchants Corp. of America v. Chase Manhattan Bank, N.A. 事件⁽⁴⁴⁾

X-2は韓国からの物品を購入した買主X-1会社に融資している商業クレジット会社である。Xらは売買契約の支払手段としてY銀行に取消不能信用状の発行を依頼した。本件信用状は、支払条件として一九六八年一月三一日以前に韓国において商品が船積みされたことを証明する書類の呈示を定めていた。Xらは一九六八年二月一九日にY銀行より、一九六八年一月三一日に商品が船積みされたことを証明する文面上信用状条件に一致した書類の受領を通知された。しかし書類呈示が商品の船積後三週間も経つてなされたことに疑念を持ち、調査を開始したところ、信用状において特定されていた船舶が、韓国のプサン港に船積みのため、一九六八年二月一三日頃停泊していたという事実が判明し、認定された。

裁判所はSztein事件を引用しつつ、「第一にXらは單なる疑念に基づき行動しているのではない。第二に本件における争いは買主・売主間の契約の不履行あるいは担保責任に関してではなく、独立した契約である信用状条件に関してである。それについての詐欺の主張、および適切な注意行使した合理的な調査に基づき、原告によつて立て証された「船舶に関する」情報は、Y銀行に対してもまた有効である（〔 〕内筆者）」とし、Xらの差止命令請求を認容した。

〔3—9〕 Siderius, Inc. v. Wallace Company, Inc. and Texas Commerce Bank National 事件⁽⁴⁵⁾

X会社はY1会社に外国産鋼鉄パイプを売却する契約を締結し、その支払手段としてY2銀行に取消不能信用状の発行を依頼した。本件信用状は船積期限に関し数回修正されており、最終的に争いとなつたイタリア製パイプの船積期限が一九七五年一月一五日となつた。一九七五年二月二〇日、X会社はY2銀行に信用状に基づく支払のために船荷証券およびその他の書類を手形に添付して呈示した。船荷証券の日付は一九七五年一月一五日となつていたが、Yらは詐欺的に信用状条件に一致させた書類であるとして支払拒絶した。これに対しX会社が支払を求めて提起したのが本件である。ところが物品が船積みされたはずの船舶が一九七五年一月一五日、港に到着していなかつたという事実が明らかとなり、またこれについて異議が申し立てられなかつた。結局当該船舶が一九七五年一月二十四日まで入港せず、パイプの搭載は、一九七五年一月二九日まで完了しなかつたことが事実認定された。このことから陪審は、X会社が当該パイプの船積みの手配、およびその船積みに関する書類の銀行への呈示において誠実に行動することを怠り、パイプが実際に船積みされた日付を知りながら、故意に虚偽的表示をしたと判断した。

裁判所は、「商品ではなく書類を取扱う信用状の発行銀行は、受益者によって呈示された書類の正確性および完全さに依拠することができなくてはならない。本件において詐欺は書類自体のものであり、基本の売買契約の物品についてではなかつた。そして…顧客の通知により詐欺の抗弁が成立したのである。」としてXの信用状に基づく支払請求を棄却した。

両事件において、運送書類に記載された船積日に、実際には船舶が入港していなかつたということが事実認定さ

れている。それにもかかわらず信用状条件に外観上一致させるべく、船積日を不実記載した書類は詐欺的であると判断された。信用状が基本取引から独立した書類取引であることを理由に、船荷証券の船積日の不実記載は詐欺であるとした。また「3—9」事件においては、「実際に船積みされた日付を知りながら、故意に虚偽的表示をした」として受益者の故意という主観的因素が強調されている。

送り状の価格が基本取引における合意よりも水増しされていた事例

〔3—10〕 Bank of Nova Scotia v. Angelica-Whitewear Ltd.事件⁽⁴⁵⁾

Y会社はAから男子用作業着を「CIE モントリオール」の条件で購入し、その支払手段としてAを受益者とする信用状の発行をX銀行に依頼した。船荷は台湾からモントリオールへと運送される予定で、第三者による船積み、部分船積み、および積替えが許容されていた。また本件信用状は買取信用状（negotiation credit）であった。

Y会社は、本件信用状の買取銀行であるB銀行による買取後、X銀行に呈示された手形および送り状の金額が詐欺的に水増しされており、また検査証明書において要求されている署名が偽造されていると主張し、X銀行にB銀行に対する支払を拒絶するように依頼した。X銀行はその通知にもかかわらずB銀行に支払をし、Y会社の口座から手形金額を引き落としたが不足が生じたため、その金額をY会社に支払うよう訴えを提起した。他方Y会社は、X銀行が支払義務がないのに支払ったのであり、代金の不当請求を受けているとして、損害賠償を求める反対請求を提訴した。X銀行の請求を認容した控訴審判決を不服としてY会社が上告したのが本件である。

裁判所は、「呈示された書類が文面上正規であり、また信用状条件に一致しているときに、発行銀行が信用状に基づき振り出された手形の支払義務を負う、という一般原則に対する例外は、信用状の受益者による詐欺のケースとして認識されている。」と述べた。そして詐欺につき、以下四点の判断基準を提示している。すなわち、(1)詐欺は書類上のものに限らず、基本取引上のものも含む、(2)受益者による行為のみが対象となる、(3)詐欺の抗弁は正当所持人に対抗できない、(4)証明基準として、(a)発行銀行に対する支払差止命令を認容する場合には「相当程度の証明がなされたこと」(strong *prima facie*)」、また(b)発行銀行の判断に基づく支払拒絶を正当化する場合には「立証されたこと」を適用する、というものである。本件においては、(2)は問題となつていない。また(4)に関しては、発行銀行の支払後に、発行依頼人がその正当性を争つてることから、(4)(b)の証明基準が適用されることになる。

裁判所は、基本の売買契約に基づき合意された商品の送り状価格が水増しされたことは、「適切な価格の表示に関するかぎりで送り状No.0014を詐欺的な書類にするともいえ、また基本売買契約の履行における詐欺ともいえ、いずれにせよ詐欺として「独立抽象性原則の」例外に該当する([] 内筆者)。」と判示した。しかしながらX銀行が、No.0014以外の送り状に関して詐欺があるという情報をY会社から得ていたとしても、それはX銀行に送り状No.0014に関する調査を開始させるものではなく、またX銀行が詐欺について知っていたかという問題に何の関係もないとした。そして他の証拠から送り状No.0014の価格が正確ではないという示唆をX銀行が受けていたことがうかがえるが、「その証拠は送り状No.0014の金額に関する詐欺が、手形の支払前に十分に立証され、発行銀行の知るところになつたという事実を証明するものではない。」として、X銀行の支払請求を認容した。

本件は基本取引において合意されていた衣類の売買価格が、受益者である売主によって US\$19,044.57水増しさ

れて送り状に記載されていたという事案であり、カナダのケベック州で争われた。作業着一着あたり US\$40余りのものが、US\$18ほど水増しされ、請求されたことになる。裁判所は、このような記載のある送り状は、詐欺的な書類ともいえるし、また基本取引において詐欺があつたともいえ、いずれにしても詐欺の抗弁が成立すると判示した。

ところで本件においては、発行銀行に対する支払差止命令請求の場面と、発行銀行の支払後にその正当性を判断する場面における詐欺の証明基準が峻別されている。前者については、差止命令がエクイティ上の救済であることから、その一般的な要件との整合性を保つべく、「相当程度の証明 (strong prima facie)」という基準が提示されている。他方後者については、詐欺が「立証」されることを要件とする。信用状条件に外観上一致した書類の呈示に対し支払義務を負い、書類の真正性については免責され、かつそれを調査する義務のない発行銀行の立場を考慮したものである。そもそも詐欺とは、書類の文面上に表れていないのであるから、合理的な注意をもつて書類を点検し、支払をした発行銀行は何ら責任を負わされるものではない。したがつて、詐欺が存在しているという単なる主張が発行依頼人によってなされたとしても、それが立証されていないのであれば、発行銀行の支払は正当化されることになる。発行銀行の求償権の存否を判断する基準として、より厳格な証明を発行依頼人に要求するものである。

(2) 基本取引上の商品の瑕疵

基本契約上の商品の瑕疵を受益者が知っていた事例

〔3—11〕 NMC Enterprises, Inc. v. Columbia Broadcasting System, Inc. 事件⁽⁴⁾

オーディオ製品およびその付属品の卸売業者であるX会社は、Y会社から受信機および関連機器を購入する契約を締結し、支払手段として信用状を提供した。当該契約の締結過程において、受信機等に関する品質が記載されたカタログが交付され、特に継続出力値はX会社の当該商品選択における重大な要因であった。ところが当該受信機が市場に出回った後に、X会社は継続出力値がカタログに記載されていた数値よりも相当低いというクレームを顧客から受け、またそれは事実として確認された。加えてこのような不一致が、契約の履行前にY会社によつて認識されていたこと、またそれをX会社に開示することを怠つたということがY会社の役員によつて自白された。X会社が、Y会社の信用状に基づく支払請求の差止を求めたのが本件である。

裁判所は、「商業信用状は、通常発行銀行の顧客と受益者の間の基本売買契約から明らかに独立している。一般的な原則として、発行銀行の支払義務は、商品の品質、状態に関する売主による通常の担保責任の不履行には影響されない。通常の過程において発行銀行は、商品あるいは書類がそのような売買契約に一致しているかにかかわりなく、信用状条件に一致した請求に対し支払い、あるいは手形を受けなくてはならないのである。しかしながら善意の第三者が介在せず、書類あるいは基本契約が意図的な詐欺で汚されている場合は、たとえ書類が文面上条件に一致していたとしても手形は支払われる必要がなく、また裁判所はそのような引受を抑制する差止命令を発する

いことができる。」と判示し、X会社の差止命令請求を認容した。

論

新品の商品の代わりにかびの生えた中古品を船積みしたことが詐欺とされた事例

〔3—12〕 United Bank Limited v. Cambridge Sports Goods Corp.事件⁽⁴⁸⁾

Y会社は、パキスタンのA会社が製造するボクシング用グローブを購入する契約を締結し、支払手段としてB銀行に取消不能信用状の発行を依頼した。信用状開設後、A会社は契約期間内に商品を製造、引渡すことが不可能であることをY会社に通知し、履行期間の延長および信用状の有効期限の延期を求めた。しかしY会社は、当該商品の再売買契約がすでに締結されていることから、引渡期限の延期には合意できないと返答し、A会社に契約の取消を告げ、信用状の返還を要求した。契約を取消したにもかかわらず、Y会社は、ボクシング用グローブの船積みを証明すると思われる書類がX銀行からB銀行に到着したという通知を受けた。このため船荷の到着に際して検査がなされ、新品ではなく、中古で傷みが激しい、かびの生えたグローブが船積みされたことが発覚した。

裁判所は、「UCC 5-114の起草者は、Sztein 事件を成文化しようとする試みにおいて『取引における詐欺』という文言を利用す」とより、独断的なアプローチを避け、特別な状況が「詐欺の認定を」要求する場合に適用されるべき柔軟な基準を採用したのである。売主の担保責任の不履行（あるいは物品の性質に関する意見の相違）と完全な詐欺との間に、正確な境界線を引くことは困難であろう。しかしながら、単に物品が契約に一致していないというだけでなく、ボクシング用グローブの価値のない断片であるということをY会社が立証した範囲で、A会社は船積みにつき詐欺を犯しており、本件はSztein 事件に類似する（□ 内筆者）」として、Y会社の詐欺の主張を認

容した。そしてX銀行の正当所持人としての手形金請求を、取引における詐欺が証明されていることから正当所持人であることの立証責任がX銀行に転換されているにもかかわらず、その立証がなされていないとして棄却した。

商品の瑕疵を詐欺の抗弁として容認することは、すでに指摘されているように、基本取引上の債務不履行との境界があいまいであるため、信用状の存在意義を脅かしかねない危険性を孕んでいる。先例であるSztein事件においては、船荷が基本契約上の商品からかけ離れた全く価値のないがらくたであったことが詐欺であるとされた。そして「3—12」事件においては、基本契約上の「ボクシング用グローブ」ではあったものの、当事者間で合意された「新品」とは著しく異なった「中古で傷みが激しい、かびの生えた」ものであった。基本取引における合意に鑑みれば、実際に船積みされた商品は「価値がない」といえ、その意味でSztein事件（「3—4」事件）の状況に準じるという評価がなされている。他方「3—11」事件は、商品の品質が基本取引上の合意からそれほどまでに乖離した状況といえないが、受益者がその瑕疵につき悪意であったことが注目されている。

(3) 第三者による書類の不実記載

これまでの事案は詐欺と評価される行為が、受益者自身によつてなされていた。次に紹介するUnited City Merchants事件は、第三者によつて書類の不実記載がなされたものである。受益者自身による行為であることが、詐欺の抗弁の成立要件であるかにつき、最終的に貴族院において判決が下された。それぞれの審級において、判事が詐欺の抗弁の要件につき詳細かつ興味深い見解を述べているので、若干詳しく紹介することにしたい。

第三者によつて作成された書類の不実記載が詐欺として争われた事例

〔3—13〕 United City Merchants (Investments) Ltd. v. Royal Bank of Canada 事件⁽⁴⁹⁾

X会社はベルーのA会社に、グラス・ファイバー製造機械を売却する契約を締結した。支払手段としてX会社を受益者とする信用状が開設され、当該信用状はY銀行によつて確認された。⁽⁵⁰⁾ 信用状には船積期限が一九七六年二月一五日と記載されていた。ところが実際の船積みはその一日後である一九七六年一二月一六日になされた。それにもかかわらず運送プローカーであるBが、船荷証券上の船積日を一日早く記載し、書類を信用状条件に一致させた。この情報を得たY銀行が書類の受領を拒絶したため、X会社が信用状に基づく支払を求めて訴えを提起したのが本件である。

〔第一審〕

Mocatta 判事はBの行為につき、提出された証拠の矛盾および不可解な点に鑑み、一二月一五日付船積証明のある船荷証券は、その日付に関する詐欺的で不実記載されているとした。⁽⁵¹⁾ しかしながらBは船荷証券の作成につきX会社の代理人でなく、またX会社自身はこの不実記載について善意であったため、同社は当該船荷証券の呈示において詐欺を行つていないと判示した。Sztein 事件は、信用状に基づき書類を提示する受益者自身による詐欺、または不道徳な行為に対しても銀行の支払拒絶が正当化されたケースであつて本件とは異なるとする。そして詐欺の根拠を「不道徳な原因からは訴權は生じない」(ex turpi causa non oritur actio) という法諺に求めた。Mocatta 判事は、X

会社自身による詐欺が存在していない」と、同社が書類呈示時点において不実表示を知っていたと認定する」こと「できない」と、さればには默示の条件として、または法によって課された担保責任として書類の呈示者がその正確性を保証しているという抗弁は存在していないと述べている。⁶³

Mocatta 判事は船積日の不実記載が詐欺であるとしつつも、詐欺の抗弁を対抗される受益者は、詐欺の当事者であるか、または詐欺について悪意である者とした。善意の受益者は、第三者によつてなされた詐欺の抗弁を対抗されない」とになる。

〔控訴審判決⁶⁴〕

Y銀行は、「重要な事項 (material particular) に関して不正確 (inaccurate) である書類は、銀行の支払拒絶の根拠となる。」と主張した。Stephenson 判事は「の主張が、不正確な (inaccurate) 書類と詐欺的な (false) 書類、書類が詐欺的である」とつき作成者が悪意である場合と書類が偽造されている (forged) 場合が峻別されていないと指摘する。しかしながら本件において問題なのは、売主または書類を呈示する受益者以外の者による詐欺に、独立抽象性の例外が適用されるかのみであるとした。船積日が不実記載されている本件船荷証券は、詐欺的であるという前提に立つた見解である。⁶⁵ そして、「銀行は受益者が真正な書類を呈示すると信じている。…すべての関係者にとって書類が単に信用状条件だけではなく、事実に一致していることが重要である。もし欺くことを企てた何人かの意図により、書類が事実に一致していないのであれば、善意の当事者間においては銀行または顧客ではなく、受益者に損失を被らせることが合理的である。」と判示した。⁶⁶

また Ackner 判事は、「もし仮に書類が偽造されておれば、それは有効な書類ではない。買主の銀行に対する指図は有効な書類のみを受領することであり、銀行の売主に対する確約も同様に解釈されなければならない。」のであるから、偽造が売主によつてなされていない場合、例外としての詐欺を正当化する根拠は「銀行の権限あるいは義務が真正な (genuine) 書類に対して支払うこと」にあると述べた。また銀行が価値のない書類を引き取らなかっためにも、そのように解する必要があるとする。なぜならば、銀行は輸出者に金融を供しているのであり、「必要であれば前払金の担保として運送書類を保持でき、また依頼者としての買主に対して補償を請求し、手形の振出人としての輸出者に償還請求する」からである。そしてこのような例外としての詐欺的解釈が、「偽造された船荷証券に対する銀行の支払拒絶だけでなく、為替手形が売主によつて詐欺的に作成された場合も同様に取り扱われることを適切に説明しうる」とする。そうであれば第三者によつて詐欺的に作成された船荷証券も然りであり、「第三者によつて偽造された書類と第三者によつて詐欺的に作成された書類との間に、本質的にどのような違いがあるだろうか。重要な事実を知つている銀行が、前者において支払を拒絶する義務、後者において支払う義務を負うとする正当な根拠が存在し得ようか。」と述べ、本件においては、両者の差異が小さいことを以下のように論じた。そもそも本件船荷証券は、重要事項とはいえない船積日の不実記載が問題となつてゐる。しかし、しばしば船荷証券の発行日をもつて船積日とする旨記載された証券が発行されている。もし証券の発行日が不実記載されたとすれば、それは「重要な日付 (material date)」の改変 (forgery) として、銀行の支払拒絶が正当化されるという。

また Griffiths 判事も、書類が偽造されていた場合の取扱いにつき、以下のように述べた。すなわち「銀行は支払に対する担保として書類を引き取る。価値のない書類を引き取る義務を負つてはいらない」のであるから、「偽造者が誰であるかは重要ではない。書類が価値のないものであるという事実が、銀行にとつては問題なのである。その

ような状況において、支払拒絶する銀行の権利は『不道徳な原因から訴権は生じない』という法諺に根拠づけられるのではなく、銀行の義務が、信用状条件に一致した真正な (*genuine*) 書類の呈示に対する支払ということに求められるべきであろう。」と判示した。そして書類が詐欺的に不真正 (*fraudulently false*) である場合も条件に一致した書類ではないから、銀行は支払義務がないとする。

Stephenson 判事は、本件船荷証券が端的に詐欺的であると判断した上で、詐欺の抗弁成立の要件として書類の作成者が誰であるかは問題でないとする。また書類が詐欺的であるかにつき、呈示者である受益者が悪意である必要もない。書類が詐欺的であることをもって、銀行の支払拒絶は正当化されるとした。したがってすべての信用状取引当事者が詐欺に関し善意である場合、そのリスクは発行依頼人でも発行銀行でもない、受益者が負担すべきことになる。究極的な損失は商業当事者が負うべきであり、かつ真正な (*genuine*) 書類に対して請求権を有する受益者が、自己の与り知らない書類の詐欺に対しても責任を負うべきと判断されている。

他方 Ackner 判事および Griffiths 判事は、銀行にとつての「書類の担保価値」の重要性を論じ、もし偽造書類であるのならば、誰によつてなされたかにかかわりなく、支払拒絶が正当化されるとした。その際、支払拒絶の根拠は「真正な書類に対する銀行の支払義務」に求められるとする。そして銀行の支払義務がそのように画定されるのであれば、詐欺的な不実記載のある書類もまた「真正 (*genuine*)」とはいえないため、支払拒絶が正当化されるという結論を導いている。

偽造書類に限らず、詐欺的な不実記載のある書類の中には銀行の担保として無価値なものが存在するであろう。⁶⁷⁾両判事は書類が銀行にとつて有効な担保たりうるかというメルクマールを提示した。しかし本件のような船荷証券

の日付に関する不実記載は、一般的には商品の実質的価値を減ずるものではない。本件において、書類の担保価値を理由として支払拒絶することには疑問がある。⁽⁵³⁾ もつとも Ackner 判事は、もし船荷証券の「発行日」が不実記載されているのであれば、それは「重要な日付 (material date)」であるため、支払拒絶が正当化されるとも述べている。本件のように偽造書類ではないが不実記載がある場合、それが「重要な」事項であれば偽造と同様に扱いうるとする。しかし「重要」がどのように判断されるのかは明らかにされていない。いずれにしても、書類の作成者が何人であるかは、発行銀行の支払義務の有無を判断する際に問題にならないとされた。

〔上告審⁽⁵⁴⁾〕

Diplock 判事は、銀行が文面上条件に一致するが正確でない重要な事実を含む書類に対し、支払義務を負わないと主張したのに対し、それではいつたい「何に対して重要であるのか。」が問題になると指摘した。これにつき銀行は、「もし真実が開示されていたらとすれば、買主は商品を拒絶する権利があつたであろう、たとえば船積日（本件の場合）、商品の誤った表示といったような不実記載である。」と回答した。そこで判事は、「しかしこれは、信用状の意義とされている独立抽象性を破壊するものである。⁽⁵⁵⁾なぜならば、売主の確認銀行に対する支払請求権が、確認銀行が全く関与していない売買契約条件に基づく、買主の売主に対する権利に依存することになってしまふからである。」と反駁した。続けて、「ところで控訴審判決においては、」銀行が信用状に基づき売主に支払った際、買主に対する与信の担保として、書類が表章している商品に対する銀行自身の利益にあると判断された。しかしそうであるとすれば、「書類の不実記載が何に対して重要であるのか。」という疑問に対する回答は、『もし買主による補償がなされず、銀行がその担保を現金化しなければならない場合に、書類が表章している商品の売却価格であ

る。』「ということになろう。」と述べた。そして本件で買主にとつて重要なグラスファイバーの製造機器の価値は、一九七六年一二月一五日ではなく、一二月一六日に船積みされたことにより何ら影響を受けえないものであるから、Y銀行の支払拒絶を正当化するものではないと判示した。

さらに仮に書類が偽造されていた場合、確認銀行はたとえ売主がその事実を知らなかつたとしても、支払拒絶できるとする控訴審判決の前提に対し、以下のように疑問を提示している。「たとえ書類が偽造されたという事実が、書類のすべての法的効果を剥奪し、それを無効とし、かつ買主に対する与信の担保として確認銀行にとつて全く無価値である場合でも、偽造された書類についてのその前提を受け入れているとは思われたくない。」⁽⁶⁾ UCCのもとで正当所持人となる状況において信用状に基づき手形を取得した者に対しては、確実にその前提が成立しないからである。∴ UCCは詐欺に対する善意である売主が書類の呈示前に手形を譲渡していなかつたという理由で、より保護の薄い地位におかれるべきであるとは規定していないのである。」

Diplock 判事は、書類に「重要な事項」の不実記載があれば、支払拒絶が正当化されるとする銀行の主張を受け入れつつも、そこで示された「重要」の意義については否定している。「基本取引上買主が商品を拒絶する権利を有するか」という判断にとつて「重要」であるとすれば、独立抽象性原則を基礎にした信用状の制度趣旨を搖るがすことになるからである。そして自ら、「重要」の意義につき、「書類が表章する商品の換金価額にとつて重要なこと」とあると判示した。銀行にとつて書類は、発行依頼人に対する与信の担保であり、補償を受けられない場合に、書類が表章する商品を換金しなくてはならないからである。したがつて本件のような船荷証券の日付に関する不実記載はこれに全く影響しないため、銀行の支払拒絶を正当化しないという。

これらに、アメリカ統一商法典の定める正当所持人が書類の瑕疵について善意であるがゆえに保護されるのであれば、詐欺に対して善意の受益者もまた同様に保護されるべきであるとした。しかし、そもそもUCC5-114が受益者の与り知らない偽造や詐欺を予想して立法されたものとは考えられないとして、そのような利益衡量に対し疑問が提示されている。⁶²⁾支払請求のために書類を自己の責任において作成、もしくは取得し呈示する受益者と、それを善意で譲り受けて呈示する「正当所持人」が、同一の要件で保護されるべきかを検討する必要があろう。

2 スタンダードバイ信用状

スタンダードバイ信用状は、一般的に保証契約の代替として用いられる。しかし保証とは異なり、独立抽象性原則が適用されるため受益者の基本取引上の履行態様を判断することなく支払がなされる。紛争を惹起する要因が取引自体に存在しているといえよう。また複数の取引が複雑に関連しあつており、実際にスタンダードバイ信用状がいずれの取引を保証しているのか、判断が容易でない事案が多い。

ローン契約の保証として発行されたスタンダードバイ信用状の事例

[3—14] *Byron G. Shaifer v. Brooklyn Park Garden Apartments* 事件⁶³⁾

Y-1は有限責任パートナーシップ (a limited partnership) であり、アパートの建設および運用を目的として設立された。Xは、本件有限責任パートナーシップ契約 (the limited partnership agreement) に基づき、その持分を購入

し、一部を現金で支払い、残部は約束手形を担保として供した。手形によつて担保されている金額は、(1)アパートの入居率が90%になつたとき、あるいは(2)連邦住宅局が本プロジェクトを承認後一二ヶ月が経過したとき、のいずれかの事象が発生した際に支払われることになつてゐた。さらにこれらの手形を保証するためにA銀行がスタンダードバイ信用状を発行した。その支払条件は、Y₁が支払われるべきローンの履行期が到来した旨、記載された書面の添付された手形を呈示することであつた。なお本件信用状は、Y₁が事業推進のためにY₂銀行から資金を借り入れた際に担保として供された。その後Y₁は深刻な経営危機に陥り、アパートの建設は中止された。Xは、(1)、(2)いずれの事象も発生しなかつたのであるから、未払金に対する支払請求は信用状に基づきなされ得ないという書簡をY₂銀行に送つた。それにもかかわらずY₂銀行がA銀行に手形および書面を呈示し支払請求したため、Xが詐欺的な書面であると主張し、手形の支払差止命令を求めたのが本件である。

裁判所は、信用状が流通証券 (negotiable instruments) ではないことを明言した上で、「譲渡可能」と明示されていない本件信用状の譲受人は、信用状に基づく代わり金を受領する権利を取得するにすぎないと述べた。したがつてY₂銀行が、本件信用状を誠実に (good faith)、抗弁の付着を知らず、有償で取得しても、「正当所持人」にはならないとする。

次にY₂銀行が、流通証券である本件手形の正当所持人となりうるかについて、以下のように否定した。「Y₁銀行が手形に対する抗弁を知らずに、また誠実に手形を取得したのではないことは明かである。Xの弁護人は、本件信用状が特定の条件に従い発行されたことを書簡によりY₂銀行に通知した。それは信用状の支払条件が成就しておらず、また将来においても成就しないことを警告していた。つまりY₁によって作成されるXが『支払うべき』ローンの履行期が到来した旨のいかなる書面も、詐欺的であるという通知である。」それゆえY₂銀行は、本件手

形の正当所持人でもない。

続けて「信用状に基づき支払差止命令請求がなされている場合、主張されている詐欺は呈示書類に関するものでなくてはならず、基本取引に関するものであつてはならない。」として本件における詐欺の主張は、Y₂銀行によって呈示された書類に関するものであり、適切であるとした。そこでエクイティ上の救済である差止命令の一般要件に触れ、「Y₁の経営困難のために、もし暫定的差止命令が本案の事実審前に発せられないとすれば、原告は回復しがたい損害を被ることになる。なぜならば差止命令が出されることなく、Xに有利な終局判決が出されたとしても、Xに与えられるいかなる救済も実効的でないからである。他方、もし差止命令が認容され、後の事実審においてY₂銀行が優位に立つたとしても、執行停止保証書（a supersedeas bond³）によって保護されていることから、Y₂銀行の不都合および損失は名目的（nominal）である。よつて原審の判断を破棄差戻し、差止命令請求を認容する。」

裁判所は、Y₂銀行が信用状および手形の「正当所持人」たる地位を有しておらず、それぞれにおいてXの有効な抗弁をもつて対抗されると判示した。手形についてはXからの通知が明確に抗弁の付着を伝えているとして、抗弁の成立を認めている。他方信用状取引における詐欺の抗弁は、書類に関するものでなくてはならないとした。そして本件書類は単に支払時期の到来を受益者が宣言するものであつたため、信用状の支払条件とされる二つの事象のいずれもが発生していないことを事実認定し、それを根拠に詐欺的な書類と判断している。

その上で、エクイティ上の救済である差止命令を認容すべきかについては、棄却した場合にXが被る不利益を考慮した。すなわちY₁がすでに破産状態にあり、差止命令請求が棄却され支払がなされた後は、究極的にXの優

位が認められたとしても、実質的にそれを実現する手段が存在しないという事実が強調されている。

基本契約の取消後、実際の支払請求がなされる前に支払差止命令を求めた事例

[3—15] KMW International v. Chase Manhattan Bank, N.A.事件^[63]

X会社はイランのAに電柱を売却する契約を締結した。Aは当該契約の条件として、X会社にAを受益者とするイランの銀行が発行する履行保証状 (performance guarantee)^[64] の提供を要求した。そこでX会社はY銀行にその手配を依頼した。イランのB銀行がAを受益者とする履行保証状を発行し、その支払の補償として、Y銀行がB銀行を受益者とするスタンダードバイ信用状を発行した。同時にAのX会社に対する支払手段として信用状が発行されたことになった。しかし郵便事業のストライキ等からX会社は信用状を取得できなかつたため、契約に基づく物品の船積み義務を負わないことを宣言した。一九七九年一月にイラン革命が勃発し、すでに発行されていた履行保証状に基づき、Aが支払請求することを懸念したX会社が、裁判所にY銀行に対する支払差止命令を求めた。これを認容した原審の判決に対しY銀行が上訴したのが本件である。

第一巡回区控訴審裁判所はエクイティ上の救済である差止命令が認められる要件として、(a)回復しがたい損害の可能性、および(b)(1)本案において勝訴する見込み、あるいは(2)両当事者を公平な立場に置くために本案で審理すべき深刻な問題であり、かつ当事者の被る不利益の衡量 (a balance of hardships) によれば暫定的差止命令を求める当事者の要求を受け入れる状況にあること、を証明する必要があるとした。そこで本件において、「Y銀行が実際に支払請求されていない状況にあつては、後に請求がなされた場合に、それが必然的に詐欺的であるというのは憶

測の域を越えない」のであり、回復しがたい損害の証明がなされているとはいえないと述べた。またそもそもX会社がAと契約を締結した時点で、本件において表面化したような国際取引における訴訟のリスク等を負担したともいえ、差止命令を発すれば、そのようなリスク配分を変更することになるという。加えて(b)(1)または(2)については全く証明がなされていないため、差止命令の要件を満たしていないと判示した。

そして信用状発行銀行の支払義務が、基本取引から完全に独立していることを確認し、その例外として「事実上の意図的な詐欺が証明された」場合を挙げた。それゆえイランの不安定な国情のために、信用状に基づく詐欺的な請求がなされうることのみをもつて、銀行の義務が免除されるものではないと結論づけている。しかし裁判所はY銀行に、実際の支払請求がなされた場合、X会社に請求を受けた旨を通知した後、三日間経過してから支払をするよう指示した。

基本契約締結後にイラン革命が勃発したために完全な履行が不能となつた事例

[3—16] Itek Corp. v. First National Bank of Boston 事件⁽⁶⁾

X会社はイラン政府と最先端技術の光学機器を製造、売却する契約を締結した。当該契約においてX会社は、イラン陸軍省を受益者とする銀行保証状を要求され、イランのA銀行に発行を依頼した。A銀行がその発行条件として、同銀行を受益者とするアメリカの銀行によって発行されたスタンダードバイ信用状の提供を要求したため、X会社はY銀行にその発行を依頼した。当該スタンダードバイ信用状は、「陸軍省が保証状に基づき支払を請求した」と記載されたA銀行の書面に対し、支払がなされるというものであった。

また本件基本契約において、当該機器に対するアメリカ合衆国の輸出ライセンスが取消された場合を含む不可抗力事由の発生に際し、いずれの当事者も契約を取り消すことができる事が合意されていた。そしてもし本件契約が「不可抗力を理由として取り消されたとすれば、履行保証状は直ちに解除される」ことも契約内容として規定されていた。

X会社の契約商品の製造は順調に進行していたが、イラン革命が勃発し、軍事政権が樹立されたことから、アメリカ合衆国政府は一九七九年二月に当該製品の輸出ライセンスを取消した。X会社はイラン側と協議に入つたが、進展のないうちにテヘランのアメリカ大使館人質事件が勃発した。そのため一九七九年一二月、X会社は基本契約の不可抗力事由の発生、およびさらなる協議の必要性をイラン側に通知したが、何ら応答はなかつた。

その後A銀行はY銀行に、一九八〇年四月中旬に有効期限の切れる信用状の期限延長を要求したが、Y銀行は一九八〇年三月七日⁽⁶⁾、X会社が不可抗力条項に従い契約を取消しており、またこれにともない信用状が保証していた履行保証状も解除されたと主張した。A銀行が信用状に基づく支払をY銀行に請求したため、X会社が当該請求が詐欺的であるとして支払差止命令を求めた。

裁判所は差止命令の要件として、(1)もし差止が認容されなければ、原告が回復しがたい損害を被ること、(2)そのような損害は、差止命令を認容することによって被告に加えられる害に比して格段に重いこと、(3)原告が本案について勝訴する見込みを示すこと、(4)公共の利益が差止命令の認容により害されないこと、を挙げ、以下のように判断した。(1)については、もしY銀行が支払ったとすれば、X会社はイランの法廷においてイラン政府に対する訴訟を提起しなくてはならなくなり、現在の両国関係に鑑みればそれが適切な救済とはいえないため、その要件を満たしているとした。また(3)の要件については次のように述べた。すなわち争いのない事実によれば、X会社は契約を

取消すまで実質的な履行をしており、それはイランが実際支払った金額をはるかに超えるものである。また輸出ライセンスが取消された後は、契約によって定められた手続きに従い契約を取消しているのであるから、このような状況においていかなる保証状、信用状の支払請求も必然的に詐欺的となる。したがつてXの事実に関する主張が事実審において立証されれば、UCC5-14の意味する詐欺につき一応の証明 (*prima facie case*) がなされたケースとなり、本案における勝訴の見込みを十分に証明したものとして、(3)の要件を充足しているとした。続けて支払差止め命令は信用状発行銀行の国際的評判を傷つけるというY銀行の主張、および信用状の有用性を損なうとするいくつかの先例の判断に対し、以下のように反駁した。本案における原告勝訴の見込みが証明されている状況にあつてなお差止命令を認容しないことこそ、詐欺を助長し、銀行の評判を著しく落とし、かつ究極的に信用状の利用を差し控えさせる結果となる。加えてY銀行が支払を差止められて一四ヶ月になるが、いずれの当事者も侵害を受けていることを証明しておらず、また詐欺を防止することが公益にかなうとして(4)および(2)の要件についても満たされていふとした。

〔3-15〕事件は、スタンダバイ信用状に基づく実際の請求がなされていないにもかかわらず、詐欺を理由とする差止命令請求がなされた事案である。裁判所は差止命令を認容するためには、「事実上」の詐欺が必要として、本件のような「予期される」詐欺には適用されないとした。しかしながら三日間の支払猶予期間を設定し、支払請求がなされた際、X会社が何らかの対策をとれるよう、配慮している。

これに対し〔3-16〕事件において裁判所は、実質的基本取引上の事実認定を詳細に行い、当事者間の権利義務関係に関し、かなり立ち入った判断をした。つまりX会社が基本契約上どの程度の履行をし、また契約解除のプ

ロセスが正当であつたか等について検討した上で、本案における勝訴の見込みを導いている。「3—15」事件と「3—16」事件の決定的な相違は、スタンダードバイ信用状に基づく請求がすでになされているか否かというよりも、原告が置かれている状況にあるといえよう。すなわち「3—15」事件はイラン革命により取引関係に混乱が生じた事案ではあるが、アメリカ大使館人質事件勃発前であり、事件後のような極度の緊張関係が、まだ両国間には存在していないなかつた。これに対し「3—16」事件は人質事件勃発後に問題が顕在化し、原告の回復しがたい損害の可能性、および当事者の不利益の衡量における裁判所の評価が異なつた結果と考えられる。¹⁴⁹

また「3—15」事件、「3—16」事件において、差止の対象となつたスタンダードバイ信用状は、基本取引における買主の取引銀行を受益者としていた。すなわちこれらのスタンダードバイ信用状は、買主の取引銀行が買主を受益者として発行した履行保証状に基づく支払に対する補償請求権を保証する目的で発行されている。このような四当事者が関与するスタンダードバイ信用状取引は、特にイラン等、中東諸国との契約においては一般的である。「3—15」事件において裁判所は、実際の請求がなされていないことを理由に、本件請求を門前払いしたため、詐欺の抗弁成立の要件として、B銀行がA会社の履行保証状に基づく請求が詐欺的であることを知つていては、B銀行の請求態様については何ら言及されていない。他方「3—16」事件においては、A銀行が基本契約の取消に起因する保証状の返還義務等、いつさいの事実を覚知していたとされ、それゆえA銀行のスタンダードバイ信用状に基づく請求が詐欺的であると判示された。そもそもA銀行が、イラン革命前においては国王政府によつて完全に所有されており、また革命後には国有化されたことから、基本取引上の買主とA銀行の一体性が、A銀行が悪意であることの根拠とされている。

信用状の支払条件が別個の契約で定められていた事例

〔3—17〕 Paccar International, Inc. v. Commercial Bank of Kuwait 事件⁽⁷⁾

X会社はA会社に、B会社へ再売却されることが予定された一二二台のトラックおよび関連部品を売却する契約を締結した。これらのトラックは、A会社により必要な作業、修繕が施された上でB会社へ引き渡されることになっていた。A会社はB会社の要請により、自己の履行を保証する履行保証状の発行をY銀行に依頼した。同様にA会社はX会社にその履行を保証する履行保証状を要求した。そこでX会社は、A会社を受益者とする履行保証状をY銀行に発行してもらい、またY銀行を受益者とするスタンダードバイ信用状をC銀行に発行依頼した。当該信用状は、「Y銀行が、履行保証状に基づきA会社に対して支払義務を負う」と記載された書面をY銀行がC銀行に呈示することにより、支払を受けられるというものであった。これと平行してX会社とA会社は、A会社を受益者とする履行保証状に基づく請求につき「別個の取決め」(the side agreement)をした。つまり、A会社はB会社から保証状に基づく請求をされたときにのみ、その金額につき自己を受益者とする保証状に基づく請求することができるというものであった。

X会社はA会社にトラックを引渡し、またA会社はB会社にそれらを引渡した。B会社はその引渡しに満足し、満額の支払をした。A会社は引渡前の作業費用をX会社に請求したが、その金額が著しく過大であつたことから紛争が生じた。そこでA会社はY銀行発行の保証状に基づき請求をし、またY銀行はC銀行に信用状に基づく支払請求をした。X会社は「別個の取決め」に基づき、B会社によるA会社に対する請求がなされたという証拠がないことから、A会社の支払請求が虚偽であるとして、Y銀行によるC銀行発行の信用状に基づく支払請求の差止命令を

求めた。

裁判所は差止命令が認容されるために、申立人は以下のいずれかを証明しなくてはならないとした。(1)本案における勝訴の見込みおよび回復しがたい損害の可能性、あるいは(2)本案訴訟で検討されるべき深刻な問題の存在、および当事者が被る不利益の衡量によれば申立人に有利に判断されるような状況、である。

Y銀行は、A会社とX会社の間の「別個の取決め」を信用状に基づく請求の前後において知らなかつたと主張した。しかし裁判所はY銀行支配人の供述から、Y銀行が信用状に基づく請求をした日において、「別個の取決め」について知つていたということが必然的な推論であり、また現在その事実が公知となつていてもかかわらずなお請求を取り下げていないとことから、その主張の真実性は疑わしいとした。またA会社がクエート法において破産しており、もしY銀行の請求が詐欺的であるとすれば、後の償還請求は現実的でないため回復しがたい損害の可能性があり、(1)の要件を満たすとした。そしてこのような状況に鑑みれば、本案で検討されるべき深刻な問題が生じているといえ、かつ差止命令が発せられた場合のY銀行の不利益は、差止期間中その資金を保持できないにとどまり、後の金銭的補償により治癒されると述べた。それゆえ(2)の要件をも満たすと判断し、X会社の差止命令請求を認容した。⁽²⁾

「3—17」事件において、差止命令請求の対象となつたスタンダバイ信用状の支払条件は、Y銀行が自己の発行した保証状に基づき支払義務を負う旨が記された書面であったが、当該保証状の支払条件が「別個の取決め」において定められていた。「別個の取決め」によれば保証状に基づく請求権が発生していないにもかかわらず、スタンダバイ信用状に基づく請求がなされた事案である。「3—15」事件、「3—16」事件同様、本件もまた一連の取引に

おいて二つのスタンダードバイ信用状、もしくは履行保証状が発行されている。

裁判所は、Y銀行が「別個の取決め」を知りつつ、かつこれによればA会社が履行保証状に基づく請求権を有していないことにつき悪意でありながら、A会社に支払ったと判示した。Y銀行の悪意は、「3—16」事件のように履行保証状とスタンダードバイ信用状の受益者の一体性から判断してはいない。Y銀行の行動、対応等から必然的な推論として、悪意を導いている。そして信用状取引の差止命令認容のために、「別個の取決め」の内容につきかなり立ち入った判断をしている。

契約解除に基づく事後処理交渉中に履行保証状の請求がなされた事例

〔3—18〕 Foxboro Co. v. Arabian American Oil Co. 事件⁽¹³⁾

X会社はY会社と、サウジアラビアのAに精油処理コントロールシステムを供給する契約を締結した。本件契約に基づきX会社は、一定の債務の履行に応じて段階的に支払を受領することになつていた。同時にX会社の完全履行の担保として、支払金の数パーセントをY会社が現金で保持するか、またはそれと同額の銀行保証状をX会社が提供するという取決めがなされ、X会社は後者を選択した。X会社はサウジアラビアのB銀行発行の保証状をY会社に提供し、アメリカのC銀行が保証状に基づく支払を補償する目的で、B銀行を受益者とするスタンダードバイ信用状を発行した。

一九八五年Y会社は、基本契約においてあらかじめ許容されていた「自己の都合（convenience）」により、契約を解除した。一九八六年、一一ヶ月間の契約解除後の処理に関する交渉の後、Y会社はB銀行発行の保証状に基づ

く支払請求をし、つづいてB銀行はC銀行発行のスタンダードバイ信用状に基づき請求をした。X会社は保証状に基づく請求が詐欺的であるとして差止命令請求を提起し、原審がこれを認容したためY会社が上訴した。

第一巡回区控訴審裁判所は差止命令のために、原告が証明しなくてはならない項目として、以下の四つを挙げている。すなわち、(1)もし差止命令が認容されなければ、原告が回復しがたい損害を被ること、(2)そのような損害は、差止命令を認容することによって被告に加えられる害に比して格段に重いこと、(3)原告が本案において勝訴する見込みを示すこと、そして(4)公共の利益が差止命令の認容により害されないこと、である。裁判所は、「保証状、およびB銀行の信用状に基づく支払は、金銭をX会社からY会社へ移転させるものではあるが、基本取引上の請求には影響しない。」と述べた。X会社の法的に認められる主要な損害は、契約に基づき合意された法廷地においてその金銭を回収しなければならないということである。金銭的な問題のみであり、かつ原告が当該金銭を回収するためにコモン・ローにおいて十分な救済手段を有している場合は、回復しがたい損害とはいえない。」と述べ、本件においてX会社が(1)の要件を満たしておらず、その他の要件については判断する必要がないとした。さらに裁判所は差止命令が認容されたItak事件([3—16]事件)に言及し、次のように述べた。「Itak事件はイラン政府との契約であり、また当該契約の履行がイラン革命、およびアメリカ大使館人質事件により妨害されたのである。そのような場合に信用状の支払を許容することは、原告に回復しがたい損害をもたらすことになる。なぜなら原告は革命期間中、コモン・ローにおける適切な救済を有しないからである。」

また差止命令を認容した原審が、保証状、およびスタンダードバイ信用状に基づく支払がなされることにより、Y会社は「当事者間で継続されている交渉において、不公正な優位性」を得ることを、X会社が被る回復しがたい損害の一つとして挙げていることに対し、以下のように批判した。「当事者は紛争解決において、サウジアラビア法に

拘束されること、およびサウジアラビアの仲裁を利用することを合意していた。：本件契約は明らかに、Y会社が交渉において優位に立つことを予期している」そして国際取引においては、信用状に基づく支払のほぼ完全な不可侵性が重要なのであり、差止命令は異例の救済として容易に認容されるべきでないとした。

〔3—18〕事件において裁判所は、差止命令の要件としてItek事件（〔3—16〕事件）と同様の事項を挙げた。しかし「原告の回復しがたい損害」が存在していないことを理由に、他の要件については判断することなく請求を棄却した。差止命令を認容したItek事件が、アメリカ・イラン間の極度の緊張関係において下された判決であるという特殊事情を強調している。

また本件基本契約においては、準拠法がサウジアラビア法であること、および紛争解決手段としてサウジアラビアにおける仲裁が合意されていた。紛争の実質は基本取引に基づくものであるため、サウジアラビアにおける事後的な解決が当事者間の事前の合意に基づき平衡であると判断されている。そもそもX会社は、自己の債務履行に対する担保としてY会社に現金もしくはスタンダバイ信用状を提供するという合意のもとで、後者を選択した。本件スタンダバイ信用状は、当事者の意図としては現金として、しかし現金の給付に伴う不利益、すなわち他の有益な資金利用の機会喪失を回避するべく発行されたものと解せよう。

基本取引の支払手段として適切な信用状を発行しなかつた買主が履行保証状に基づき請求をした事案

〔3—19〕 Edward Owen Engineering Ltd. v. Barclays Bank International Ltd 事件¹⁴⁾

X会社はリビア農業開発審議会（Agricultural Development Council of Libya, 以下Aとする）と灌漑システム完備の温室を設置する契約を締結した。先履行条件としてX会社が、契約総額の10%相当額の履行保証状を提供することになった。これは発行銀行がAの請求がありしがい支払うことを確約するもので、X会社はY銀行にその手配を依頼した。そこでY銀行はリビアのB銀行にAを受益者とする履行保証状（履行保証状(a)）の発行を依頼し、Y銀行自身はB銀行を受益者とする（履行保証状(b)）を発行した。Y銀行は履行保証状(b)において、B銀行の請求したい、何の証明を要求することなく支払うことを確約した。すなわちB銀行は履行保証状(b)に基づく請求によりいつでも、Aによる履行保証状(a)に基づく請求の支払に対する補償を受けることができた。他方、AのX会社に対する支払手段として、作業の進行とともに分割でなされる取消不能確認信用状の発行が合意された。なお本件基本契約は、「リビア法に従い解釈され、二当事者間において生じたいかなる争いも、管轄権を有するリビア裁判所で審理される。」という準拠法、および法廷地条項を含んでいた。

AはB銀行に本件契約の支払のために上記信用状の開設を依頼し、本件信用状はY銀行によりX会社に通知された。しかしこの信用状は基本契約において合意された「確認信用状」ではなかつたため、X会社はその修正を要求したがAの受け入れるところとはならなかつた。X会社は確認信用状が開設されなかつたのであるから、履行保証状は効力を生じないとAに通知し、さらに本件基本契約を取消した。ところが、B銀行はAが履行保証状(a)に基づく請求をしたとして、Y銀行に対し履行保証状(b)に基づき支払請求をした。そこで、X会社が支払差止命令を

求めたのが本件である。

Denning 判事は、履行保証状が新しい取引ではあるが多くの点で信用状と類似しているとして、信用状と同様に独立抽象性原則が適用されると述べた。そしてアメリカの「Szein 事件判決（前掲「3—4」事件）は、厳格な原則に対する例外が存在していることを表している。すなわち、もし銀行が、書類が偽造されていたり、支払請求権が全く存在していない状況において、それが詐欺的になされているということを知っているのであれば、支払うべきでない」というものである。」として例外の存在を確認した。

そこで判事は、X会社は確認信用状を受領できなかつたために商品の船積みをしなかつたのであり、X会社の側に債務不履行はないとして、「しかしそれでもなお、AがX会社に対して何らかの不履行の主張をし（たとえば暫定的な仕事をしなかつたとか、その準備をしていない、あるいはその意思がない等である。）、またそのような主張に基づき履行保証状の支払請求をなしうる余地を残しているのである。」とした。そして「このような履行保証状は、実質的には請求によつて支払われる約束手形である。Aが誠実な請求をするかぎり、銀行は履行保証状に基づく支払に拘束されるのであり、…唯一の例外は、銀行の知る明白な詐欺が存在しているときのみである。」と述べ、本件においてはそれが立証されていないと判示し、X会社の主張を退けた。

また Browne 判事は、独立抽象性原則に対する「一つの例外の存在が確立されていることを承認する。」とし、「その例外とは、信用状に基づく書類が受益者自身によつて呈示されており、かつ呈示の時点においてそれらが偽造されているか、あるいは詐欺的であることを銀行が知つてるのであれば、銀行は支払を拒絶する権利を有するというものである。」と述べた。そして本件においては、Aの詐欺が立証されていないとして、X会社の請求を棄却した。

本件履行保証状は、無条件かつ何の証明も必要とせず、受益者による請求がなされることによって支払われるというものであった。Denning 判事はこのような履行保証状が事実上の一覧払手形であるとして、基本契約の履行が開始されていない本件においてすら、受益者の何らかの請求権を推定しうると述べた。本件履行保証状が基本契約の履行を保証するというよりは、請求がありしだい支払われるべきものであることをより強調している。そしてこのような支払義務に対する唯一の例外は、銀行が知るに至つた明白な詐欺が存在する場合であり、かつ銀行はこれを立証しなくてはならないとした。もつとも詐欺は、「Aが誠実な請求をするかぎり」と述べられることから、Y銀行が発行した履行保証状(b)の受益者であるB銀行ではなく、本件基本取引上の当事者であり履行保証状(a)の受益者であるAの態様につき、判断している。

Browne 判事もまた、独立抽象性に対する例外として詐欺が存在する場合を挙げているが、書類の呈示者を受益者に限定している点が注目される。¹⁴⁶抗弁の対抗を受けるのは詐欺的な行為をした受益者か、少なくともそれについて悪意であることが要件とされているように捉えられよう。

なお本件基本契約においても、準拠法をリビア法とし、裁判管轄地をリビアとする条項が規定されていた。基本契約上の紛争は、リビアにおいて解決されることが事前に合意されていたのであり、判旨では触れられていないが、一般的に裁判所が差止命令を躊躇する一つの要因ともなる。

基本契約の法廷地条項を理由に差止命令が認容されなかつた事例

〔3—20〕 United Trading Corporation S.A. v. Allied Arab Bank Ltd.事件^{アラブ}

X会社は、イラクのバグダット農産物取引機関（以下、Aとする）と食料品の売買を大量かつ継続的に行つていた。Aは基本契約において、X会社の履行を保証するイラクのB銀行発行の履行保証状を要求したため、X会社は自己の取引銀行であるY銀行にその手配を依頼した。B銀行はY銀行が、B銀行の請求がありしだい無条件で履行保証状に基づく支払を補償することを条件に、Aを受益者とする履行保証状を発行した。当該保証状は、「依頼人によつてもたらされたいかなる損害に対しても、請求によりその金額を無条件に支払うことを確約する。」と記載されていた。なお基本売買契約の支払手段として、X会社を受益者とする信用状がB銀行によつて発行された。

一九八〇年にイランとイラクの間で戦争が勃発し、契約の履行に甚大な影響を与えた。運送ルートの変更、イラク側の処理のまざさから物品の引渡しが遅延し、さらに決済も滞つた。X会社とAの間では未決済の取引をすべてまとめて相殺するべく協議が進められていたが、一〇億個の卵の売買契約をそれに含めるか否かで合意に至らなかつた。支払に関する協議が中断されたまま、Aは履行保証状の一につき支払請求をした。X会社は、当該保証状は争われている卵の契約ではなく他の契約を保証するために発行されたものであり、かつすでに履行済みであるとして、当該請求が詐欺的であると主張し、支払差止命令を求めた。

Ackner判事はまず、本件において発行された履行保証状が信用状と同一の基盤を有するものとして、発行銀行はその条件に一致した請求に対して支払をしなくてはならないが、唯一の例外は銀行が知るに至つた明白な詐欺が存在する場合であると述べた。そしてY銀行が、詐欺に関し請求者が善意であるというすべての可能性が排除され

ないかぎり、抗弁は成立しないと主張したのに対し、判事はアメリカのより柔軟な取扱いに言及し⁸⁰⁴、裁判所の柔軟な対応が商業上の混乱を招くという示唆ではなく、制限的な態度をとるべきではないとして以下のように述べた。「詐欺の証拠は、詐欺の事実、および銀行の悪意双方について明白でなければならない。単なる詐欺の主張、あるいは申立は十分ではない。：一般的に詐欺の証拠が明白であるためには、買主が申立に対して回答をする機会を与えられ、また適切に回答することが求められている状況において、適切な回答を、あるいはいかなる回答をも提供できないということである。もし裁判所が、証拠に基づき導いた現実的な推論が詐欺であるのならば、売主は詐欺であること十分に証明したことになる。」

しかしながら結果的に判事は、X会社から提出された書類から、個々の契約が完全に履行されたと判断するには至らないこと、卵の売買契約以外に争いがないことが確認されないこと等を理由に、X会社による詐欺の主張が「單なる疑い」の域を脱していないとした。さらに基本契約において法廷地をイラクとする合意がなされていたことに着目し、詐欺の抗弁を主張しているAがイギリスの裁判所に対し沈黙を守っていることのみによって、前述の要件を充足したとして詐欺を演繹することはできないと判示した。

Ackner 判事が、「詐欺が立証されること」というイギリスにおけるこれまでの差止命令の要件とは異なり、詐欺の主張に対する受益者の対応に基づき、新たな要件を提示した点が注目される。すなわち詐欺が主張されている事案において、適切な抗弁を対抗しないといった受益者の行動から推測される唯一の現実的推測が、詐欺である場合に、これを認容するというものである。しかしながら本件においては、基本契約の中にイラクを法廷地とする条項が存在していたため、受益者がイギリスの裁判所に対して何の行動もとらないことをもって、この要件を適用する

アムサード カルガウレド。

- (42) 統一規則の欠点は詐欺の問題を取り扱わない上にあらかじめ指摘するものがあつた。Ross P. Buckley, *The 1993 Revision of the Uniform Customs and Practice for Documentary Credits*, 28 Geo. Wash. J. Int'l L. & Econ. 265, 312(1995).
- (43) Edward L. Symons, Jr., *Letters of Credit: Fraud, Good Faith and the Basis for Injunctive Relief*, 54 Tul. L. Rev. 338, 360(1980). まだ本稿第三回章第一編に於いて O'meara 著者 ([~] 著者) による「總論」だ。
- (44) Merchants Corp. of America v. Chase Manhattan Bank, N.A., 5 UCC Rep. Serv. (Callaghan) 196(N.Y. Sup.Ct. 1968).
- (45) Siderius, Inc. v. Wallace Company, Inc. and Texas Commerce Bank National, 583 S.W.2 d 852(1979).
- (46) Bank of Nova Scotia v. Angelica-Whitewear Ltd., 36 D.L.R.(4 th), 161, Supreme Court of Canada, March 5, 1987. 本件商品は分割船積みわれてね、ややこしくてかの船荷については銀行による支払がなれどもた。それらの送り状金額が水増しされていたため、発行依頼人が以降の請求に対する支払拒絶を発行銀行に依頼してた。それにむかわらず、発行銀行が支払をし、支払金額の未補償額を発行依頼人に請求したのであった。また本件信用状は買取信用状であり、Aの手形を買い取ったB銀行は買取銀行であるが、同銀行が正当所持人として詐欺の抗弁を対抗されないかといは立証されなかつたと裁判所は述べている。
- (47) NMC Enterprises, Inc. v. Columbia Broadcasting System, Inc., 14 UCC Rep. Serv. (Callaghan) 1427(N.Y. Sup. Ct. 1974).
- (48) United Bank Limited v. Cambridge Sports Goods Corp., 360 N.E.2 d 943(N.Y. 1976). 原告は、バギタへの売主の取引銀行である。被告は先に本件基本契約の売主に対して訴訟を提起し、発行銀行の支払を禁ずる差止命令を得、かつ手形を差し押されてしまつた。

信用状の独立抽象性に関する法的考察(二) (コーベンズ)

おり、売主欠席のまま手形金額に関し売主敗訴が確定している。

(49) 淺木慎一「荷為替信用状と詐欺—英國判例を中心として」名古屋大学法政論集一一七号二〇六頁以下参照。

(50) Y銀行は、信用状の発行銀行ではなく確認銀行である。確認銀行もまた受益者に対して一次的支払債務を負っているので、本件におけるX会社とY銀行の関係は、これまでみてきた受益者と発行銀行の関係と何ら変わるものはない。

(51) United City Merchants (Investments) Ltd. v. Royal Bank of Canada [1979] Lloyd's Rep. 267.

(52) Mocatta 判事は、Derry v. Peek 事件においてHercoll 判事が提示したテストを用いた。すなわち、「虚偽表示が、(1)虚偽であることとを知つてゐる、(2)真実であると信じてゐない、あるいは(3)真実であるか虚偽であるかについて意に介さず、不注意でなれられた」とが示されたのであれば、詐欺が証明されたことになる。」(1889) 14 App. Cas. 374.

(53) しかし第一の判決事項として、売買契約は為替を偽るものであり、したがつて本件基本契約および信用状取引は一九四六年のブレトン・ウッズ合意の■ 2(a)により強制不能であるとした。ブレトン・ウッズ合意■ 2(a) 「いづれかの加盟国の通貨に関する為替契約 (exchange contracts) で、」の協定の規定に合致して存続または設定されるその加盟国の為替管理に関する規制に違反するものは、いづれの加盟国の領域においても強制力を有しない。」(訳は、淺木・前掲注(49)二五頁参照。)

(54) United City Merchants (Investments) Ltd. v. Royal Bank of Canada [1982] Q.B. 208.

(55) Stephenson 判事は、「もし船荷証券に商品の船積日として一二月一六日といへ真実の日付が記載されていたとすれば、Y銀行は船荷証券が信用状条件に一致しない」とを理由に、支払拒絶する権利、実際は拒絶する義務を負うことになったはずである」と述べるにとどまつてゐる。

(56) Stephenson 判事は、自己の見解を支持するものとして Goode によれば以下の論文を挙げている。「信用状の受益者は、手形の正当所持人とは異なる。受益者は、もし書類が適切であれば支払を受ける権利を有するのである。詐欺的に完成された船荷証

券は、単にそれが第三者による詐欺であるといつてのみによつて、信用状条件に一致した書類になるものではない。」

R. M. Goode, "Reflections on Letters of Credit—I", 1980 J. Bus. L. 291, 294.

(57) 淺木・前掲注(49)一一〇頁。

(58) 淺木・前掲注(49)一一一頁。

(59) United City Merchants (Investments) Ltd. v. Royal Bank of Canada, [1983] A.C. 168.

(60) Diplock 判事は本判決の冒頭において、信用状の独立抽象性について言及し、以下の契約関係が独立して存在しているとした。「使ひ古された法則であるが、「取消不能信用状には」四つの別個の契約が含まれている。(1)基本契約である売買契約。買主と売主が当事者。(2)買主と発行銀行の契約。発行銀行が信用状を発行することに合意し、自行あるいは確認銀行を通じて信用状を売主に通知し、規定された書類の呈示に対し売主またはその指図人に支払をなす。そして買主は信用状に基づく発行銀行の支払に対して補償することに合意する。補償のために規定する書類の中に、もし船荷証券のような有価証券が含まれていれば発行銀行に対して担保を構成することになる。(3)支払が確認銀行によってなされる場合の、発行銀行と確認銀行との間の契約。発行銀行が、確認銀行に補償すること、および定められた書類が受領されたときにそれらを発行銀行に送付することを依頼、かつ授權する。そして信用状に基づき確認銀行がなした支払に対して補償することに合意する。(4)確認銀行と売主の契約。確認銀行が、売主に定められた書類の呈示に対して、信用状金額まで支払をする確約である（〔 〕内筆者）。」

(61)しかしながら Diplock 判事は、「売主によって呈示された書類が第三者によって偽造されたものであり、無効ではあるがそのことを売主が知らないとき、善意の売主の確認銀行に対する権利の問題については保留したい。なぜならそれは、本件においては問題となっていないからである。」として、最終的に無効な書類に関する判断を避けている。

(62) 淺木・前掲注(49)一一三頁。

(63) Byron G. Shaffer v. Brooklyn Park Garden Apartments, 250 N.W.2d 172 (1977).

(64) 判決に対して上訴を提起した当事者が、その判決に基づく執行の停止を得るために提出を要求される保証書。これが提出されないと、たとえ上訴が提起されても、判決には執行力が認められる。編集代表、田中英夫『英米法辞典』八一八頁（東京大學生出版会、一九九四年）参照。

(65) KMW International v. Chase Manhattan Bank, N.A., 606 F.2d 102 (nd Cir. 1979).

(66) イギリスにおこつては“performance bond”といふに呼ばれてくる“demand guarantee”（請求払無因保証）の中で「履行」保証を目的とするものである。スタンダバイ信用状と同性質といわれている。本稿においてもスタンダバイ信用状と同様に取扱い、詳細には立ち入らない。江頭憲治郎「請求払無因保証取引の法的性質」金法一三九五号六頁（一九九四年）参照。

(67) Itek Corp. v. First National Bank of Boston, 511 F.Supp. 1341 (Mass. Dist. Ct. 1981), aff'd 730 F.2d 191 (1st Cir. 1984). 基本契約においてイランは20%の頭金を支払い、作業の進行に伴い全額の60%がItekに支払われ、残額の40%が満足のいくような完成によって支払われる」とになっていた。当該契約においてX会社に要求されていた銀行保証状は二種類である。第一は、「頭金」に対する保証状で、その目的は明らかに、X会社が頭金に「値する」十分な価値の製品を製造するまで、陸軍省に頭金（あるいは頭金の一部）の返還に対する権利を与えることであった。第二は、「完全履行」保証状で、金額が契約価格の10%であり、その目的はたとえば製造された商品に欠陥があるというような、契約の不完全履行から陸軍省を保護することであった。また基本契約においては、契約を取消すとする当事者が他方当事者に不可抗力の発生を通知したが、両当事者が不可抗力によつて生じた問題の解決に合意できず、その通知から三ヶ月が経過した場合にのみ、これを理由に契約を取消すことができるとしていた。またもし不可抗力が契約の取消につながつたとすれば、Itekはそれまでに船積みした機器、製造した機器、および提供したすべてのサービスに対して支払を受けると定められていた」とが、本件の上訴審において認定されている。730 F.2d

19,21,(1 st Cir.1984).

(68) Itek がイラン国防省にアメリカの輸出ライセンス担当を任せた三ヶ月後であり、基本契約の不可抗力条項によれば、Itek が契約を取り消す「いふのやめぬ用」である。

(69) Planned Parenthood League of Massachusetts v. Francis X. Bellotti 事件を参照。 641 F.2 d 1006,1009(1 st Cir.1981).

(70) 江頭・前掲注⁽²⁸⁾ 1-117頁参照。

(71) Paccar International, Inc. v. Commercial Bank of Kuwait,587 F.Supp.783,*vacated*,757 F.2 d 1058(9 th Cir.1985). 本件契約はX会社がトラック等を製造し、それらがB会社によりて検査、承認され、クオームへ船積みされることになっていた。A会社は物品を受領し、引渡前の作業を完結させ、必要な修繕をしB会社へ引渡すことになっていた。そしてもしトラックが契約によつて特定されたものに一致せず、B会社が満足しなかつたとすれば、B会社はA会社に保証状に基づく支払を請求し、A会社がX会社に請求することになつていた。

(72) 裁判所は、X会社のA会社に対する主張の真否を決定するために、近い将来ジュネーブにおいて仲裁手続きがとられる」とから、差止はその決定がなれるまじとしている。本件は、上訴審である第九巡回区控訴審裁判所において、管轄権の欠如を理由として差止命令が取消されてゐる。

(73) Foxboro Co. v. Arabian American Oil Co.,805 F.2 d 34(1 st Cir.1986). 基本契約には以下の条項が定められていた。「賃主はいつでも、『自己の都合』により、売主に対する通知をもつて、契約、あるいは作業の一部を解除する」とがである。」

(74) Edward Owen Engineering Ltd. v. Barclays Bank International Ltd.[1978] 1 Q.B.159. 深木・前掲注⁽²⁹⁾ 1-101頁以下参照。また本件はイギリスにおける事案であり、履行保証状がスタンダードバイ信用状と同様の機能を果たすものとして発行されてゐる。

(75) 判事はX会社が、A会社およびB銀行がともにリビア国営企業である」とを理由に、リビアの裁判所において実質的な救済

を受けることが不可能である旨主張したと言及した。ただ判事がこの主張を受け入れ、「3—16」事件同様、両者の一体性を前提としているのか、判旨からは明らかでない。

(76) 淺木・前掲注⁴⁹二〇五頁。

(77) United Trading Corporation S.A. v. Allied Arab Bank Ltd.[1985]2 Lloyd's Rep.554.

(78) 基本売買契約には以下のようない定めがあった。「八条・売主は契約総額の10%をB銀行によつて確認された無条件の銀行保証状を提出する。当該保証状は契約のすべての条件が履行されるまで有効であり、また売主が契約に対するすべての責任を果たすまで返還されない。一四条・当該契約には、買主の国の法および規則が適用される。一五条・不可抗力状況は、すべての契約条項に優先する。これらは売主が予測できずに遭遇する外部的な偶発事件で、一九七〇年イラク商法およびその修正条項にしたがう。一六条・当該契約の履行から生じた二当事者の紛争は、イラク裁判所において解決される。」

(79) 卵の船積みが始まつた直後にイラン・イラク戦争が勃発したため、バグダットへの運送が困難になり、卵は低温倉庫内でAの指示があるまで保存されることになつた。結局Aが長く放置しすぎてしまつたことから、卵がバグダットに到着したときは、破棄せざるを得ない状態になつていた。Aは、当該契約を他の取引とは別個に決済したいと主張した。

(80) Ackner判事は、アメリカの状況について以下のように述べている。「国際商取引における回復しがたい損害を回避するための考慮が欠如していることのほとんどなさそうなアメリカにおいて、差止命令による救済が、より容易に認められるということは興味深い。一方の緊急差止命令は本質的に詐欺の疑いを基礎に発せられており、その後数ヶ月にわたりさらなる弁論が開かれ、その間発行依頼人は追加的な証拠を裁判所に提出する機会を得る。さらに詐欺の概念は我々よりも相当広く、契約の通常の不履行も含むようである。」